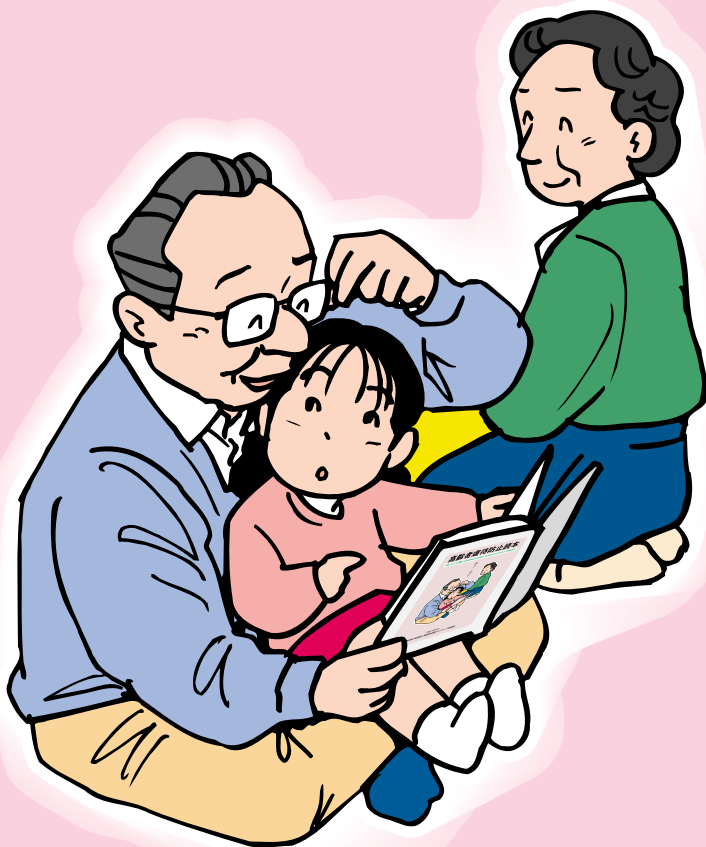


高齢者虐待防止読本

～高齢者が、健やかで安心して暮らせる社会を目指して～



平成19年3月

青森県・青森県人権啓発活動ネットワーク協議会

青森県長寿社会憲章

～すべての世代のための長寿社会をめざして～

長寿の時代を迎え、生涯にわたり、健やかで生きがいのある人生を送ることは、私たちの共通の願いです。

みんなが輝いている長寿社会を築いていくためには、一人ひとりが世代を越えて尊重しあい、自らの意志で様々な選択をし、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

私たちは、美しい自然に恵まれ、豊かな文化や伝統に育まれたこのふるさとあおもりの大地で、未来に夢を持ち、長寿を喜びあえる社会の実現をめざし、この憲章を制定します。

私たちは

心と体の健康づくりにつとめます

思いやりの心と絆を大切にします

自らの意志と責任で自分らしく美しく生きます

一人ひとりの生き方や経験を大切にします

持てる力を社会のために生かします

目次

1	高齢者虐待について	4
2	高齢者虐待の通報・届出	8
	1. 養護者による高齢者虐待	8
	2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待	8
3	高齢者虐待への対応策～諸制度の活用～	11
	1. 成年後見制度	11
	2. 地域福祉権利擁護事業	12
	3. 老人福祉法に基づく措置の実施	13
4	虐待を早期に発見するポイント	15
5	高齢者虐待を未然に防ぐために	18
6	青森県内市町村高齢者虐待相談窓口	20

1 高齢者虐待について

● 高齢者虐待の定義と分類

平成17年11月1日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）が可決・成立し、11月9日に公布、平成18年4月1日から施行されました。

[定 義]



高齢者虐待防止法では、

- ◎ 高齢者…………… 65歳以上の者
 - ◎ 高齢者虐待… ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待
- に分けて定義しています。

①養護者

高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）

②養介護施設従事者等

次に掲げる施設や事業に従事する者
・老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム、老人居宅生活支援事業

- ・介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

[分 類]



①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

具 体 例

- ◎平手打ちをする、つねる、殴る、むりやり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。
- ◎ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして身体拘束、抑制をする。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。



具 体 例

- ◎入浴しておらず異臭がする。
- ◎髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。
- ◎水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ◎室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ◎高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。



③心理的虐待

脅しや侮辱の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

具 体 例

- ◎排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
- ◎怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ◎侮辱を込めて子どものように扱う。
- ◎高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。



④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、させること。

具 体 例

- ◎排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ◎キス、性器への接触、セックスを強要する。

⑤経済的虐待

高齢者本人の合意なしに、財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

具 体 例

- ◎日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ◎本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ◎年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。



2 高齢者虐待の通報・届出

1. 養護者による高齢者虐待

養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、

①高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、
市町村に通報しなければなりません。

②それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければなりません。

※養護者による虐待を受けた高齢者が自ら市町村に届出することもできます。

なお、通報・届出を受けた市町村においては、

◎高齢者の安全や通報・届出の事実確認等を行う。

◎通報・届出された方を特定させるものを漏らしてはならない。
とされ、通報・届出した者の個人情報は保護されることになっています。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等は、その職場で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに市町村に通報しなければなりません。**

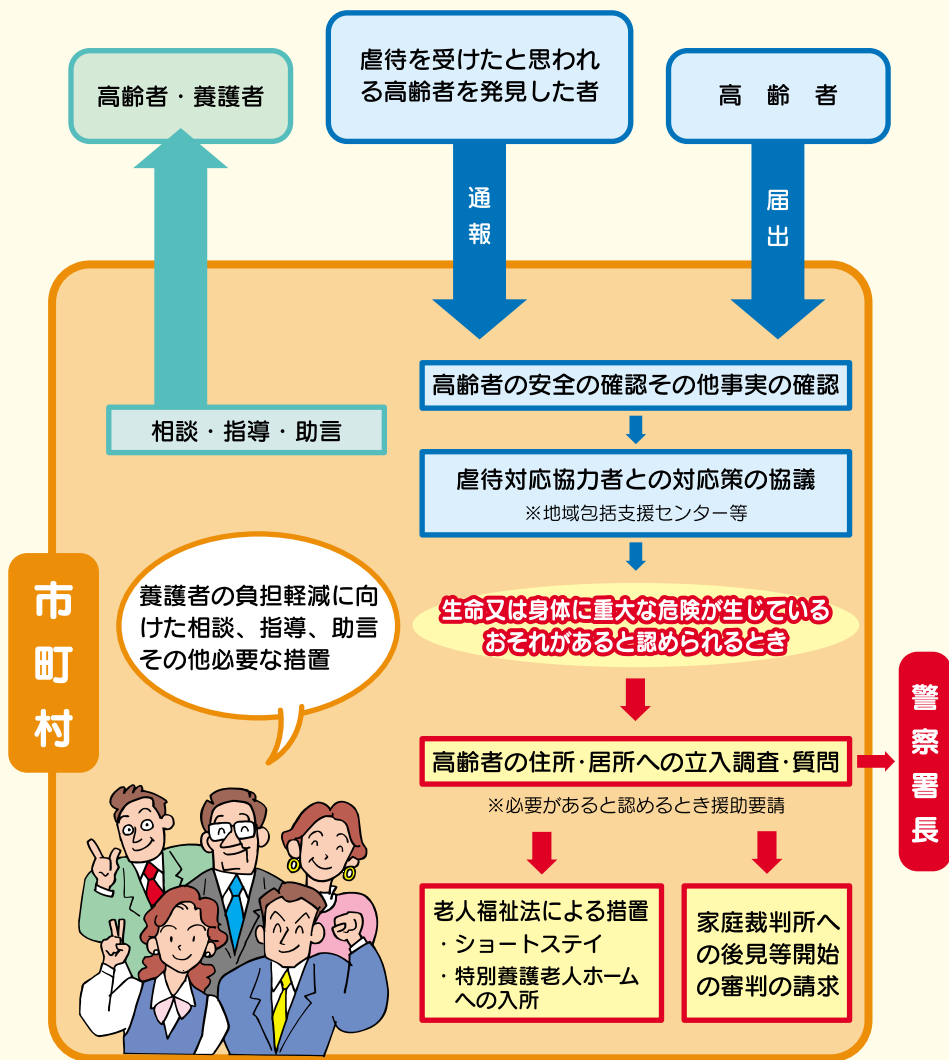
※養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者が自ら市町村に届出することもできます。また、通報者についても、次のとおり保護されます。

◎通報・届出された方を特定させるものを漏らしてはならない。

◎通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

養護者による高齢者虐待の対応システム

※養護者とは…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいいます。



都道府県

- 市町村相互間への連絡調整、情報提供その他必要な援助
- 市町村への必要な助言

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応システム

※養介護施設従事者等とは…老人福祉法及び介護保険法に規定する施設又は事業の業務に従事する者をいいます。

従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した養介護施設従事者等

従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者

従事者等による虐待を受けた高齢者

通報

通報

届出

高齢者の安全の確認その他事実の確認

市
町
村

従事者等による高齢者虐待に関する事項を都道府県に報告

虐待防止・高齢者保護を図るため
介護保険法の規定による権限の行使

- ・施設等からの報告徴収・立入検査
- ・地域密着型サービス事業者の監督等

都
道
府
県

高齢者の安全の確認その他事実の確認

虐待防止・高齢者保護を図るため
老人福祉法・介護保険法の規定による権限の適切な行使

- 【老人福祉法】施設設置者への立入検査、改善命令、事業廃止命令、許可取消
- 【介護保険法】施設等からの報告徴収、勧告、改善命令、指定取消

従事者等による高齢者虐待の状況等の公表（毎年度）

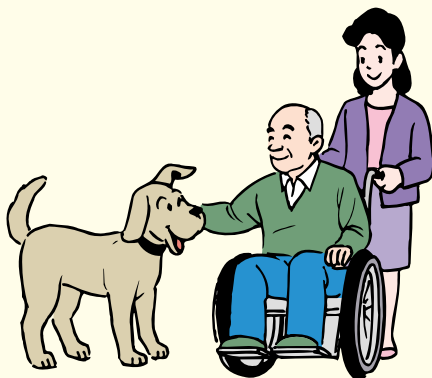
3 高齢者虐待への対応策 ～諸制度の活用～

1. 成年後見制度

認知症等により、判断能力が十分ではない人の金銭的管理、法律的行为などを支援していく制度で、家庭裁判所が成年後見人等を選定する「法定後見」と、あらかじめ高齢者が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

区 分		判断能力	援助者
法定後見	後 見	全くない	成年後見人
	保 佐	特に不十分	保佐人
	補 助	不十分	補助人
任意後見	将来、判断力等が衰えた時に身上に関する事項を自分に代わって行う人をあらかじめ自分自身で決めておく。		任意後見人

法定後見制度の利用を希望するときは、本人の住所地の家庭裁判所に申し立てします。



2. 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で日常生活を営むのに支障がある人に福祉サービスの利用援助等を行い、地域で自立した生活が送れるように支援する制度です。

福祉サービス利用援助

- ・ サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・ 申し込み手続き同伴・代行、契約の締結
- ・ 苦情解決制度の利用援助

日常的金銭管理

- ・ 生活に必要な預貯金のおし入れ
- ・ 福祉サービス利用料、公共料金、税金、医療費等の支払い手続き
- ・ 年金や福祉手当の受領に必要な手続き

書類等の預かり

- ・ 年金証書や権利証などの大切な書類、通帳、印鑑などの保管

利用のご相談等は、青森県地域福祉権利擁護センター
あっぷるハート（電話 017-721-1362）又は最寄りの
社会福祉協議会にお問い合わせください。



3. 老人福祉法に基づく措置の実施

家族の虐待等により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し市町村が職権をもって必要なサービスを提供する制度として老人福祉法に基づく措置制度があります。

(1) 養護老人ホームへの入所措置

環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を市町村が職権により養護老人ホームへの入所措置を行うことができます。高齢者虐待も養護老人ホームへの措置理由のひとつになると考えられます。介護認定の有無や介護度は直接関係ありません。

(2) やむを得ない事由による措置

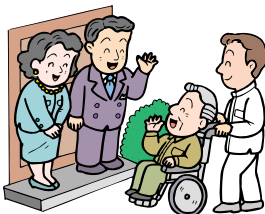
やむを得ない事由（高齢者虐待等）により契約による介護保険サービスを受けられない高齢者に対して市町村が職権をもって介護保険サービスの利用に結びつける制度です。

措置の内容

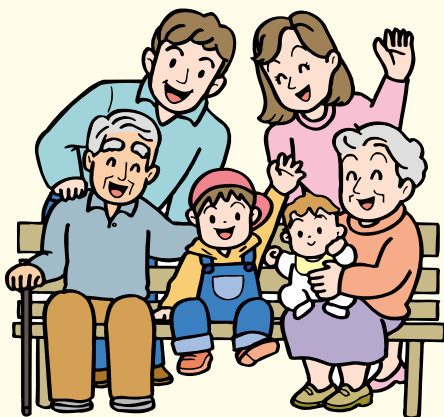
市町村は必要に応じて、次のサービスを提供することができます。なお、居宅サービスについては、市町村の義務ではなく、実施するしないは市町村の任意となりますが、特別養護老人ホームへの入所については、市町村は必要があれば、入所措置をとることが義務づけられています。

① 居宅サービスの利用

- ・ 訪問介護（ホームヘルプ）
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・ 小規模多機能型居宅介護



② 特別養護老人ホームへの入所



4 虐待を早期に発見するポイント

高齢者虐待を早期に発見するためには、日頃から高齢者や家族・介護者が発するサインを見逃さないことです。以下に高齢者虐待が疑われるサインを紹介しますが、これらのサインはあくまでも目安であり、該当するからといって即座に虐待として対応するのは大変危険でトラブルを起こしかねません。

高齢者に対する虐待を見たり聞いたりした時、あるいは、虐待かな？と思ったらまず、市町村の高齢者虐待相談窓口にご相談しましょう。（→20～23ページ参照）

高齢者が発するサイン

①身体的虐待を受けている場合

- 説明の付かないケガ、傷、あざ、やけどなどがある。
- 「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある。
- 傷やあざに関する説明のつじつまが合わない。

②介護・世話の放棄、放任を受けている場合

- 居住する部屋、住居が極端に非衛生的、あるいは異臭がする。
- 濡れたままの下着を身につけている。おむつ交換がされていない。
- 栄養失調の状態にある。
- 疾患の症状が明白であるにもかかわらず、医師の診断を受けていない。
- 身体から強い異臭がする。髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている。

高齢者が発するサイン

③心理的虐待を受けている場合

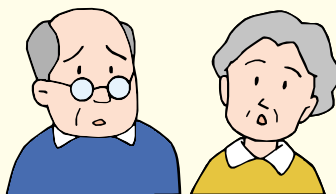
- 食欲の変化、摂食障害（過食・拒食）が見られる。
- 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えがある。
- 過度の恐怖心、怯えを示す。
- 強い無力感、あきらめ、なげやりな態度が見られる。
- 興奮、不安、怒り、涙もろさなど情緒不安定である。

④性的虐待を受けている場合

- 肛門や女性性器からの出血や傷が見られる。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。

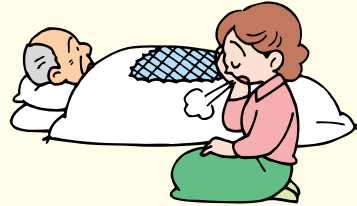
⑤経済的虐待を受けている場合

- 安定した生活を送ってきたのに、急にお金がないと訴えたり、費用負担のあるサービスはやめたいとの訴えがある。
- サービスの費用負担や生活費の支払いが突然できなくなる。
- 知らない間に預貯金が引き出されたという訴えがある。



家族が発するサイン

- 高齢者に対する質問に養護者が全て答えてしまう。
- 高齢者に面会させない。
- 高齢者に対して冷淡な態度、無関心さが見られる。
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 高齢者の健康に関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する。
- 保健や福祉の担当者に会うことを嫌がる。



地域からのサイン

- 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
- 昼間でも雨戸（カーテン）が閉まっている。
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる。
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。



5 高齢者虐待を未然に防ぐために

【リスク要因を有する家庭への支援】

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。虐待のリスク要因を有する家庭で直ちに虐待が起こるわけではありませんが、関係者や地域住民が高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援、見守りを行うことが重要です。虐待が発見され行政機関が介入した後も、引き続きこのような支援、見守りを行うことで高齢者虐待の再発防止につながっていきます。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。

虐待のリスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

【虐待のリスク要因の例】

高齢者側の問題

- ・加齢やけが等によるADL（日常生活自立度）の低下
- ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ、悪化
- ・要介護状態、認知症の発症、悪化、障害
- ・判断力及び金銭管理能力の低下
- ・収入が少ない、借金、浪費癖がある



- ・ 性格
- ・ 精神不安定な状態
- ・ 整理整頓ができない
- ・ 相談者がいない



虐待者側の問題

- ・ 高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ
- ・ 介護負担による心身のストレス
- ・ 金銭管理能力がない
- ・ ギャンブルなど
- ・ 収入不安定、無職、借金、浪費癖がある
- ・ アルコール依存
- ・ 性格
- ・ 相談者がいない、親族からの孤立
- ・ 精神不安定、潔癖症、疾病、障害など

その他の問題

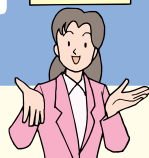
- ・ 親族関係の悪さ、孤立
- ・ 近隣、社会との関係の悪さ、孤立
- ・ 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）
- ・ 家屋の老朽化、不衛生
- ・ 人通りの少ない環境
- ・ 暴力の世代間・家族間の連鎖



6

青森県内市町村高齢者虐待
相談窓口

虐待相談窓口



市町村	名称	電話番号	19年3月末までの担当名称または 地域包括支援センター担当区域
青森市	高齢介護保険課	017-734-5326	
	青森市地域包括支援センターおきだて	017-761-4580	柳川、篠田、千刈、久須志、 沖館、富田、新田方面
	青森市地域包括支援センターすずかけ	017-761-7111	三内、石江、新城方面
	青森市中央地域包括支援センター	017-723-8111	安方、新町、古川、長島、中央、橋本、 勝田、奥野、松原、堤町、青柳方面
	青森市東青森地域包括支援センター	017-765-3351	造道、岡造道、佃、中佃、南佃、浜館、 虹ヶ丘、自由ヶ丘、小柳、けやき、 はまなす、八重田、矢作方面
	青森市南地域包括支援センター	017-728-3451	桜川、筒井、浜田、妙見、問屋町、新町野、 四ツ石、横内、雲谷、幸畑方面
	青森市東部地域包括支援センター	017-726-5288	浅虫、野内、矢田前、原別、 平新田、桑原、戸山方面
	青森市おおの地域包括支援センター	017-711-7475	旭町、金沢、大野、桂木、緑、 青葉、浜田、第二問屋町方面
	青森市地域包括支援センター寿永	017-739-6711	西滝、浪館前田、安田、細越、 八ツ役、荒川、高田、入内方面
	青森市地域包括支援センターのぎわ	017-763-2255	油川、岡町、羽白、西田沢、 奥内、後瀧方面
	青森市地域包括支援センターみちのく	017-765-0892	港町、合浦、茶屋町、栄町、 花園、浪打、佃、松森、桜川方面
青森市地域包括支援センター浪岡	0172-62-1117	浪岡地区	
弘前市	介護保険課 0172-35-1111 (内線469)		
	弘前市第一地域包括支援センター	0172-31-1203	第一中学校区

市町村	名 称	電話番号	19年3月末までの担当名称または地域包括支援センター担当区域
弘前市	弘前市東部地域包括支援センター	0172-26-2433	東、第五中学校区
	弘前市第三地域包括支援センター	0172-39-2515	南、第三中学校区 (南中は文京、松原小に限る)
	弘前市南部地域包括支援センター	0172-87-6779	第四、石川、相馬、南中学校区 (南中は文京、松原小を除く)
	弘前市北部地域包括支援センター	0172-97-2251	裾野、北辰、新和、船沢中学校区
	弘前市第二地域包括支援センター	0172-95-3702	第二中学校区
	弘前市西部地域包括支援センター	0172-82-1516	津軽、常盤野、東目屋中学校区
八戸市	高 齢 福 祉 課 (八戸市地域包括支援センター)	0178-43-2111 (内線380,263)	
黒石市	黒石市地域包括支援センター	0172-52-2111	19年3月末まで黒石市介護福祉課 0172-52-2111
五所川原市	介護福祉課	0173-35-2111 (内線275)	
十和田市	十和田市地域包括支援センター	0176-23-5111 (内線295,296)	
三沢市	三沢市地域包括支援センター	0176-51-8773	
むつ市	むつ市地域包括支援センター	0175-22-1111 (内線436)	
つがる市	つがる市地域包括支援センター	0173-42-2111	
平川市	福祉課	0172-44-1111	
平内町	保健福祉課	017-755-2114	
今別町	町民福祉課	0174-35-2001	
蓬田村	住民生活課	0174-27-2111	

市町村	名 称	電話番号	19年3月末までの担当名称または 地域包括支援センター担当区域
外ヶ浜町	外ヶ浜町地域包括 支援センター	0174-31-1241	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町地域包括 支援センター	0173-72-3488	
深浦町	深浦町地域包括 支援センター	0173-76-2042	
	福祉課	0173-74-2111	
西目屋村	住民課	0172-85-2804	
藤崎町	藤崎町地域包括支援 センター（仮称）	0172-75-3111	19年3月末まで藤崎町福祉課 0172-75-3111
大鰐町	大鰐町地域包括 支援センター	0172-48-2111	19年3月末まで大鰐町保健福祉課 0172-48-2111
田舎館村	厚生課	0172-58-2111	
板柳町	健康福祉課	0172-73-2111	
鶴田町	保健福祉課	0173-22-2111 (内線134)	
中泊町	中泊町地域包括 支援センター	0173-57-3601	
野辺地町	介護福祉課	0175-64-2111 (内線247)	
	野辺地町地域包括 支援センター	0175-64-2111 (内線289)	
七戸町	七戸町地域包括 支援センター	0176-68-3500	
六戸町	保健福祉課	0176-55-3111	
横浜町	横浜町地域包括 支援センター	0175-78-2111	
東北町	福祉課(地域包括 支援センター室)	0176-56-3111 (内線130~132)	

市町村	名称	電話番号	19年3月末までの担当名称または 地域包括支援センター担当区域
六ヶ所村	六ヶ所村地域包括 支援センター室	0175-72-4457	
おいらせ町	おいらせ町地域包括 支援センター	0178-52-7086	19年3月末までおいらせ町介護福祉課 0178-56-4705
大間町	大間町地域包括 支援センター	0175-37-5111	19年3月末まで大間町住民福祉課 0175-37-2111
東通村	東通村地域包括 支援センター	0175-28-5600	
	健康福祉課	0175-28-5800	
風間浦村	風間浦村地域包括 支援センター	0175-35-3111	19年3月末まで風間浦村健康福祉課 0175-35-3111
佐井村	住民福祉課	0175-38-2111	
三戸町	三戸町地域包括 支援センター	0179-20-1153	
五戸町	五戸町地域包括 支援センター	0178-62-2111	19年3月末まで五戸町福祉課 0178-62-2111
田子町	田子町地域包括 支援センター	0179-20-7110	19年3月末まで田子町在宅介護 支援センター 0179-20-7110
南部町	南部町地域包括支援 センター(仮称)	0178-76-2111	19年3月末まで南部町福祉課 0178-76-2111
階上町	階上町地域包括 支援センター	0178-88-2115	
新郷村	新郷村地域包括支援 センター(仮称)	0178-61-7555	19年3月末まで新郷村住民生活課 0178-61-7555



地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、公正・中立的な立場から、下記の4つの機能を担う、地域の中核機関です。

- ①総合相談支援
- ②虐待の早期発見・防止などの権利擁護
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④介護予防ケアマネジメント



◎引用・参考文献

- ・宮城県……………「高齢者虐待」を理解するために
- ・茨城県……………高齢者虐待対応マニュアル
- ・千葉県……………千葉県高齢者虐待対応マニュアル
- ・東京都世田谷区…高齢者虐待対応マニュアル
- ・石川県……………高齢者虐待の防止
- ・厚生労働省……………市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について